

KECC 第7回定例セミナー

労働関係法令の改正と企業としての留意点

日時 2023年10月27日(金) 14:00-16:00 (13:50 受付開始)

会場 オンライン開催
*Zoom (ウェビナー) によるご聴講となります

参加費 無料

お申し込み▼

下記URL / 二次元コードにて

https://kecc.jp/seminar_list



※ 起業家、経営者、人事・労務担当者などご興味のある方は、どなたでも参加可能です。

14:00~14:10	◆ 関西圏雇用労働相談センター(KECC) 無料相談のご案内
14:10~14:55	<p>第1部 2023/2024年の労働基準関係法令の改正等の留意点</p> <p>労働法制は、雇用が多く国民の生計を支える重要なものであることから、雇用により人材を活用する企業に広く適用されるとともに、必ず守らなければならないルールが多数存在します。企業は、このような労働法制の改正の動向に常にアンテナを立て、よりよい社会を実現する担い手となることが期待されています。本講では、2024年から施行される労働基準法施行規則等改正を中心に、企業が留意すべきポイントを解説します。</p> <p>登壇者: 石橋 駿一 氏 KECC相談員/弁護士(梅田セントラル法律事務所)</p> <p>2010年度の社会保険労務士試験に最年少合格(未登録)。京都大学法科大学院を卒業後、2017年に弁護士登録。実績: 企業立ち上げ支援(定型約款・就業規則作成、犯罪収益移転防止法、電気通信事業法、資金決済法に関する助言等)、介護事業のM&Aの事業承継支援(法務リスクリサーチ等)のほか多数。企業の屋台骨である労働者、不動産を中心とする法的支援に注力。</p>
14:55~15:40	<p>第2部 労働社会保険諸法令の改正点について</p> <p>企業の発展には、より良い人材の確保が必要不可欠です。しかも、人材は労働環境のより整備された企業に魅力を感じ集まります。従って、人材不足の今、より整備された労働環境を提供するために、まずは労働社会保険諸法令を理解することが重要です。今回のセミナーでは、2023年度からの法令改正及び今後予定されている法令改正についての、改正点及び企業の留意点のポイントについて分かりやすくご説明します。</p> <p>登壇者: 北山 享子 氏 KECC相談員/特定社会保険労務士(希社労士事務所・希株式会社)</p> <p>2004年から希社労士事務所代表。希株式会社(コンサル会社)代表取締役。大阪労働局相談員・指導員を10年間、厚生労働省委託「働き方改革推進支援センター専門家」を経験。大阪産業創造館経営相談員、大阪府社会保険労務士会理事・研修講師を現任。特定社会保険労務士、医療労務コンサルタント、キャリアコンサルタント他の資格を持ち、労働相談・セミナー講師として全国で活躍中。</p>
15:40~16:00	◆ 質疑応答 (*事前質問にもお答えします)

お問い合わせ

国家戦略特区 関西圏雇用労働相談センター

〒530-0011 大阪市北区大深町3番1号
グランフロント大阪北館ナレッジキャピタル8階K827号室

[相談対応時間] 月曜~金曜の11時から20時(祝日・年末年始を除く)

[アクセス] JR大阪駅 中央北口より徒歩10分

[お問い合わせ] TEL: 06-6136-3194

個別相談はコチラ →

